

# くらし ほっと

若者・高齢者 悪質商法から身を守れ! ..... 1・2  
 借金問題で困ったら、まず相談! ..... 3  
 クレジット契約に新しいルールが導入されます ..... 3  
 使い捨てライター規制について ..... 4  
 物価情報 ..... 5  
 「新潟県金融広報委員会」からのお知らせ ..... 5  
 消費生活サポーターをご活用ください! ..... 6  
 「子ども安全メールfrom消費者庁」について ..... 6  
 不要になったテレビ等の排出方法は? ..... 7  
 環境にやさしい買い物運動 出前講座のご案内 ..... 8

この情報誌は再生紙を使用しています **2100**  
高純度100%再生紙使用

## 若者 悪質商法から身を守れ! 高齢者

社会経験が浅い若者や一人暮らしの高齢者などを狙った悪質商法が、依然、あとをたちません。県内消費生活センター等は、注意喚起と被害の未然防止を図るため、「悪質商法被害防止共同キャンペーン」を行います。

### ★特別電話相談「若者トラブル110番」

実施日 平成23年1月27日(木)～28日(金)

### ★特別電話相談「高齢者トラブル110番」

実施日 平成23年2月24日(木)～25日(金)

#### ◆新潟県消費生活センター受付時間等

##### ●特別電話相談受付時間

午前9時から午後6時まで(来所相談は4時半まで)  
 ※時間を延長して、電話相談を実施します。

##### ●実施場所

新潟県消費生活センター  
 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ1階

##### ●受付電話番号

**025-285-4196**

特別電話相談の受付時間、実施場所、受付電話番号は各センター等によって異なります。詳しくは、下記センター等にお尋ね下さい。



### 「悪質商法被害防止共同キャンペーン」参加の県内消費生活センター等のご案内

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
新潟県消費生活センター	025-285-4196	新発田市消費生活相談窓口 (市民生活課内)	0254-22-3101 内線 1120
村上市消費生活センター	0254-53-2111 内線 287	加茂市消費生活相談窓口	0256-52-0080 内線 132
新潟市消費生活センター	025-228-8100	三条市 市民なんでも相談室 [消費生活相談窓口]	0256-34-5511 内線 711
長岡市立消費生活センター	0258-32-0022	見附市消費生活相談窓口	0258-62-1700 内線 152
柏崎市消費生活センター	0257-43-9139	小千谷市消費生活相談窓口	0258-83-3509
上越市消費生活センター	025-525-1905	南魚沼市消費生活相談窓口	025-772-2541
佐渡市立消費生活センター	0259-57-8143	十日町市消費生活相談窓口	025-757-3740
聖籠町消費生活センター	0254-27-1958		

ゼロ・コー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!

消費者ホットライン **0570-064-370** でもお近くの相談窓口につながります。

# 新潟県消費生活センターからのお知らせ

悪質業者があなたを狙っています。被害を未然に防ぐためには基本的な知識を身につけることが大切です。契約してしまった後でも、ちょっとおかしいな?と思ったら、早めに消費生活センターに相談しましょう。

## ワンクリック詐欺

懸賞サイトから、いつの間にかアダルトサイトに繋がってしまった。興味本位でクリックしたら、登録料を請求された。

契約は成立していないので支払う必要はありません。  
相手には絶対に連絡せずに一切無視すること!



## ネットショッピング

インターネットで、アクセサリを購入。届いたらイメージと違っていた。返品したいと言ったのに、出来ないと言われた。

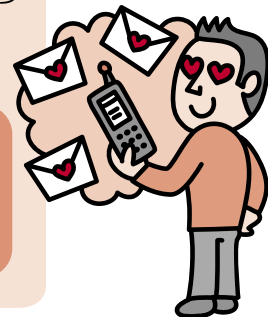
通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。  
契約の際には返品特約があるかどうか、きちんと確かめましょう!



## 有料メール交換サイト (悪質な出会い系サイト)

メール交換をしたらお金をあげると言われ、携帯の出会い系サイトに夢中になってしまい、カードで高額な料金を支払った。しばらくして、ようやく不審な内容だと気がついたが…。

メール交換の相手を簡単に信用しないこと!  
出会い系サイトからお金を取り戻すことは難しい。



## 新潟県消費生活センター 相談受付時間

月～金曜日 午前9時～午後4時30分 土曜日 午前10時～午後4時30分 (電話相談のみ)

日曜・祝日・年末年始は休み ※来所相談は、予約制です。

**相談電話 025-285-4196**

ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>



# 平成23年9月27日以降、国が定めた技術基準を満たしたライター以外は市場で販売できなくなります

近年、子供の使い捨てライター等の使用による火災事故が多数発生していることを受け、平成22年11月5日、「消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。

これにより消費生活用製品安全法に基づく「特定製品」及び「特別特定製品」にライターが追加されることになりました。

なお、本政令は平成22年12月27日から施行され、経過措置が終了する平成23年9月27日以降、技術基準を満たしたライター以外は市場で販売できなくなります。

○全てのライターが規制の対象となるの？

いわゆる「使い捨てライター」と「多目的ライター（点火棒）」が対象です。



○技術基準を満たしたライターはどうやって見分けるの？

技術基準を満たしたライターには菱形のPSCマークが表示されています。



## 【PSCマーク制度とは】

PSCとは、Product（製品）のP、Safety（安全）のS、Consumer（消費者）のCの頭文字を表しています。

消費生活用製品安全法では、消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼす恐れが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨のPSCマークがないと販売できないことが規定されています。

○消費生活用製品安全法に基づく「特定製品」や「特別特定製品」って、ライターの他にどんな製品が指定されているの？

現在、「特定製品」は10品目が指定されており、そのうちライターを含む4品目が「特別特定製品」に指定されています。

	定 義	指 定 品 目	表示マーク
特定製品	消費生活用製品の中で、構造、材質などからみて一般消費者の生命又は身体に対し特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品	・家庭用の圧力なべ及び圧力がま ・乗車用ヘルメット ・登山用ロープ ・石油給湯機 ・石油ふろがま ・石油ストーブ	
特別特定製品	特定製品の中で、製造又は輸入の事業者のうち、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品	・乳幼児用ベッド ・携帯用レーザー応用装置 ・浴槽用温水循環器 ・ライター	

○今、使用している使い捨てライターはどうすれば良いの？

使い切るか、ガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄してください。

## <ガス抜きの方法>

- ① 周囲に火の気のないことを確認する。
- ② 操作レバーを押し下げる。着火した場合はすぐに吹き消す。
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する。
- ④ 「シュー」という音が聞こえれば、ガスが噴出している（聞こえない場合は炎調整レバーをプラス方向にいっぱい動かす）。
- ⑤ この状態のまま付近に火の気のない、風通しのよい屋外に半日から1日置く。
- ⑥ 念のために着火操作をして、火が着かなければ、ガス抜きは完了です。

【出典：消費者庁、環境省等関係機関が連携して作成したリーフレットより】

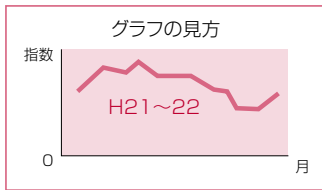
# 物価情報

## 新潟市消費者物価指数

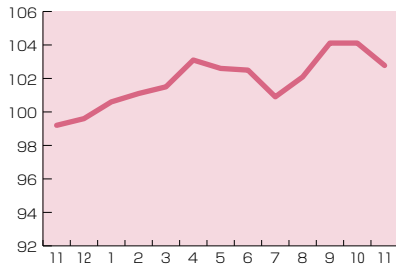
平成22年11月速報値

総合 **98.3**

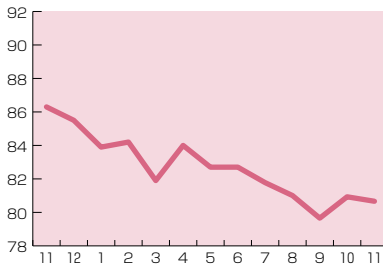
平成17年(2005年)平均=100



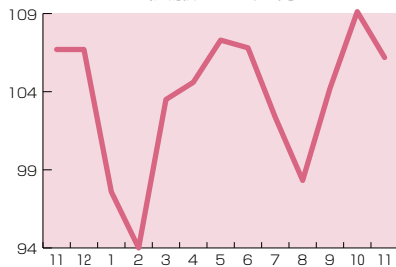
### 食料



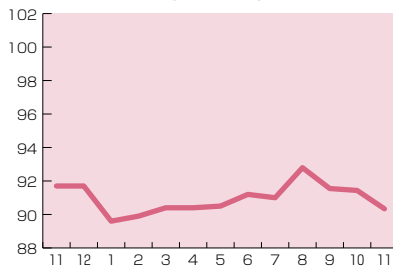
### 家具・家事用品



### 被服及び履物



### 教養娯楽



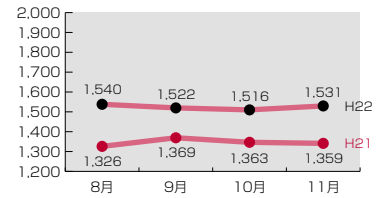
資料:新潟県総務管理部統計課

※新潟県消費者物価指数は平成21年12月をもって調査事業を終了したため、平成22年1月からは新潟市消費者物価指数を掲載します。

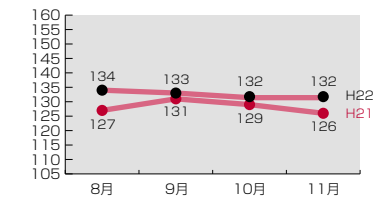
## 新潟県石油製品価格

※価格は消費税含む

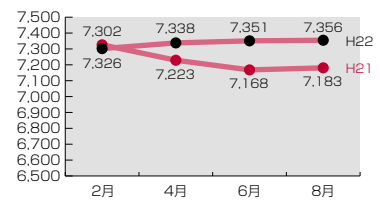
### 灯油(18ℓ配達)



### レギュラーガソリン(1ℓ現金)



### LPG(家庭用10m<sup>2</sup>)



資料:(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センター

## お金と上手に関わるにはどうすればいい?

今の時代、毎日の暮らしと切っても切れないお金との関わり方について学びませんか

貯蓄や運用に興味があるけれど、金融商品が多すぎて違いがよく分からない。

お金のトラブル… 遭わないためには、どうすればいい?

年金や税金、保険や相続など、ゆとりある暮らしのために、お金に関わる問題をきちんと考えたい。

「お金ってなあに?」子どもの質問に答えたい。

講師派遣制度をご利用ください

知るぽると新潟

新潟県金融広報委員会事務局

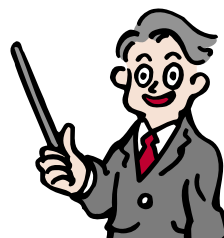
〒951-8622 新潟市中央区寄居町344日本銀行新潟支店内 TEL:025-223-8414 FAX:025-227-1136  
<http://www3.boj.or.jp/niigata/kinkoui/kinkoui.html>

# 消費生活サポーターをご活用ください!

## 消費生活に関する身近なサポーターです

新潟県消費生活サポーターは、県の消費生活サポーター養成講座を修了した方、または消費生活アドバイザーなどの消費生活に関する専門的な資格を持つ方です。現在約90名の方が登録されており、次のような活動をおこないます。

- ・消費生活・金融に関する情報提供、啓発講座の講師
- ・消費生活に関する簡単な苦情、相談への指導・助言
- ・市町村の消費者啓発事業のお手伝い



## お近くの消費生活サポーターをご紹介・派遣します

市町村・団体・企業等からの依頼があれば、NPO法人新潟県消費者協会が消費生活サポーターをご紹介・派遣します。平成21年度は県内40カ所の消費者啓発講座に講師を派遣し、1,400人以上の県民の皆さんが受講されました。また各地域での消費生活に関する情報提供、簡単な相談への対応など様々な場面で活躍しています。

- ・自治会や老人クラブ、学校やPTA、子育てサークルなどでの勉強会や研修会に  
→消費生活の基礎、悪質商法の被害にあわないための知識やトラブル解決策などを、ビデオ・歌・クイズ・寸劇なども使って、楽しく、わかりやすくお伝えします。  
謝金等は不要です。
- ・新入社員の研修に
- ・消費生活のトラブルを身近なところで相談したい時に

## お気軽にお問い合わせください

お問い合わせ NPO法人 新潟県消費者協会

お申し込みは TEL/FAX : 025-281-5558

E-mail : n-shokyo@happytown.ocn.ne.jp



## 知っていますか? 「子ども安全メール from 消費者庁」

消費者庁では、「子どもを事故から守る!」ための様々な取組を行う「プロジェクト」の実施しています。

その取り組みの一つとして子供の事故予防や対処法に関する豆知識を毎週メールで配信するサービス「子ども安全メール from 消費者庁」を実施しています。

なお、メールはパソコン又は携帯電話で受信することが可能です。是非皆さんも登録してみませんか?



消費者庁携帯サイト  
QRコード(バーコード)

**登録はこちらから!** ※本サービスは無料です。(通信料金は除く)

(パソコン) <http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/>

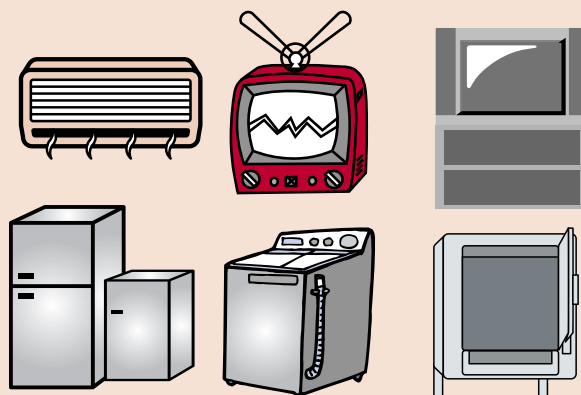
(携帯電話) <http://www.caa.go.jp/kodomo/m/>

# 不要になったテレビ等の排出方法は？

～家電リサイクル法に定められた方法で適切に排出しましょう～

## 法の対象となる機器は？

- エアコン
- テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機



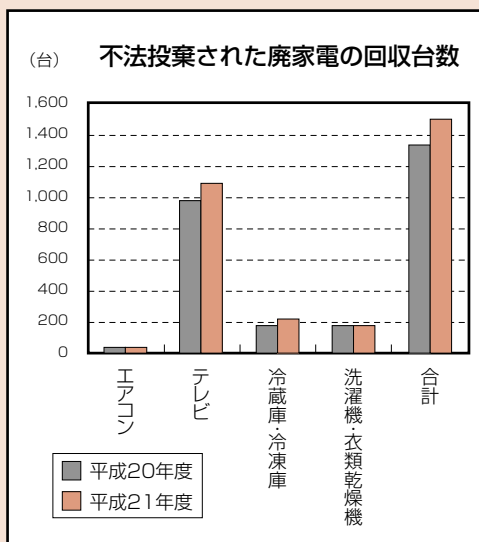
## 排出方法は？

新しく家電を購入する小売店や過去にその家電を購入した小売店に引き取りを依頼してください。県内に8か所ある指定引取場所に自ら持ち込むか、収集運搬許可業者に指定引取場所までの運搬を委託することもできます。引き取りにかかる費用等は、小売店または**(財)家電製品協会家電リサイクル券センター(0120-319640)**にお問い合わせください。



地上デジタルテレビ放送への移行を前にテレビの不法投棄が増えています。平成21年度に県内の市町村が回収したテレビの不法投棄台数は1,094台となっており、平成20年度比で約12.3%増加しています。また、不法投棄された廃家電の回収台数(1,509台)に占める割合も72.5%と非常に高くなっています。

**不法投棄は犯罪です。不法投棄には5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。**



2011（平成23）年7月24日までに、アナログテレビ放送は終了し、地上デジタル放送に完全移行します。買い換えにより不要になったアナログテレビは家電リサイクル法に基づき適切に排出しましょう。

**【お問い合わせ先】新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課  
TEL 025-280-5160 FAX 025-280-5740**

# 環境にやさしい買い物運動



## 出前講座のご案内



環境問題の専門家を市町村等が開く「公民館での社会人向け講座」や県内各地の小中学校に派遣し、家庭で実践できるごみ減量方法、マイバッグ持参、3R(リデュース「ごみの発生抑制」、リユース「再使用」、リサイクル「再生利用」)等についての講座を実施しています。

### 講座のテーマ例

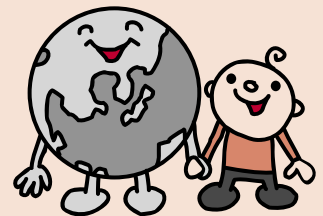
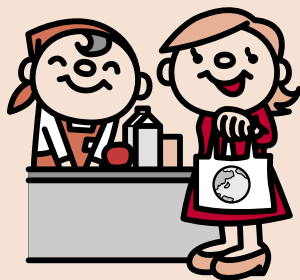
「ごみを減らすために自分たちにできることについて」

「リサイクル、リユースなどについて(マイバッグやエコ商品、エコな暮らしについての具体物や具体例など含めて)」

「地球温暖化防止のために個人として学校として取り組めること」

平成22年度は、先着50講座で募集しており、残り10講座が実施可能です。

締切は2月末ですので、講座実施を御検討の場合はお早めに連絡をお願いします。



連絡先:環境にやさしい買い物運動実行委員会事務局

(新潟県消費者行政課内) 担当 鈴木(聡)、早川

電話 025-280-5135 FAX 025-284-0075



新潟県

編集・発行

● 新潟県県民生活・環境部消費者行政課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1  
TEL(025)280-5135(直通) FAX(025)284-0075  
E-mail ngt030200@pref.niigata.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohishagyosei/consumer.html>

● 新潟県消費生活センター

〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ1階  
TEL(025)281-5516 相談電話(025)285-4196  
FAX(025)281-5517 E-mail ngt035010@pref.niigata.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.niigata.lg.jp/shohiseikatsu/>

平成23年1月発行